

売買取引の条件の公表

八戸市中央卸売市場条例第53条の規定に基づき、下記の通り売買取引条件を公表いたします。

	項 目	内 容
1	取扱品目	野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 政令で定める農畜水産物
2	営業日及び営業時間	営業日：市場休開市カレンダーのとおり 営業時間：5時から14時（営業部門）
3	生鮮食料品等の引渡し の方法	市場内の卸売場または会社が別に定めた場所で行うこととします。 条例第56条第1項第1号又は第2号の規定による場合は、当該場所 において物品の引渡しを行うこととします。
4	委託手数料その他の生 鮮食料品等の卸売に関 し出荷者又は買受人が 負担する費用の種類、 内容及びその額	○委託手数料の率 野菜及びその加工品 100分の8.5 果実及びその加工品 100分の7.0 鶏卵 100分の3.0 規則で定めるその他の食料品 100分の8.5 ○出荷者の費用負担 通信費、運送料、売買仕切金等の送金料、 保管料、調整費、 その他会社が立て替えた費用 上記以外に関しては受託契約約款または当事者間の個別取引契約に よるものとします。
5	生鮮食料品等の卸売に 係る販売代金の支払期 日及び支払方法	受託契約約款または当事者間の個別取引契約によるものとします。
6	売買取引に関して出荷 者又は買受人に交付す る奨励金その他の販売 代金以外の金銭がある 場合には、その種類、 内容及びその額（その 交付の基準を含む。）	○出荷奨励金（当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図る ため出荷者に対して支出する交付金） 野菜 受託取扱金額の1,000分の17以内 果実 受託取扱金額の1,000分の10以内 ○完納奨励金（卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対 して支出する交付金） 販売金額の1,000分の10以内